

療育(児童発達支援・放課後等デイサービス)

ご利用開始までの手続きガイド

お子さまの発達が気になり、療育(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の利用をご検討されている保護者の皆さまへ、ご利用開始までの一般的な流れと、必要な手続き・書類についてご案内いたします。

ご確認ください

必要な書類や手続きの詳細は、お住まいの市区町村によって異なります。このご案内は一般的な流れをまとめたものですので、実際の手続きについては、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口にご確認ください。

1 療育(障害児通所支援)とは

療育とは、発達に心配や特性のあるお子さまが、日常生活や社会生活に必要な力を身につけるための支援です。児童福祉法に基づき、主に次の 2 つのサービスがあります。

- 児童発達支援(児発):未就学のお子さまが対象。基本的な生活動作の指導や、集団生活に適応するための訓練などを行います。
- 放課後等デイサービス(放デイ):就学中のお子さま(小学生～高校生、原則 18 歳まで)が対象。生活能力の向上や、社会との交流を促進する支援を行います。

これらのサービスを利用するには、お住まいの市区町村が発行する「障害児通所支援受給者証」が必要です。受給者証があれば、利用料の 9 割が自治体負担となり、ご家庭の負担は原則 1 割で済みます。

診断がなくても申請できます

受給者証の取得には、必ずしも医学的な診断名や障害者手帳の取得が必須ではありません。医師などから療育の必要性が認められる意見書があれば、いわゆる「グレーゾーン」のお子さまでも申請が可能です。

2 ご利用開始までの流れ

受給者証の交付から療育の利用開始まで、おおむね次のようなステップで進みます。

STEP	内容	詳細
1	受診・ご相談	当院を受診いただき、お子さまの発達についてご相談ください。必要に応じて診断書・意見書を作成いたします。
2	市区町村窓口へ相談	お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口(児童発達支援担当課等)に、療育の利用を希望していることを相談します。
3	事業所の見学・選定	ご自宅から通いやすく、お子さまに合った児童発達支援・放課後等デイサービス等の事業所を見学し、利用先を決めます。

4	利用計画案の作成	相談支援事業所に依頼、またはご家庭で「セルフプラン」として障害児支援利用計画案を作成します。
5	申請書類の提出	必要書類をすべて揃えて、市区町村の窓口に申請します(下記「必要な書類」を参照)。
6	審査・支給決定	市区町村が書類等を審査し、利用できるサービスの種類や支給量(利用可能日数)を決定します。
7	受給者証の交付	「障害児通所支援受給者証」が郵送等で交付されます。申請から交付まで、自治体により 2 週間～2 か月程度かかります。
8	事業所との契約・利用開始	受給者証を選定した事業所に提示し、利用契約を結べば療育(通所支援)を開始できます。

申請から交付までの期間

受給者証の交付までには、自治体によって 2 週間～2 か月程度の時間がかかります。療育の利用を希望される時期が決まっている場合は、早めに市区町村窓口へご相談ください。

3 申請に必要な書類

受給者証の申請には、主に次の書類が必要です。お住まいの市区町村によって必要書類が異なる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

書類名	内容・備考	入手先
①支給申請書	障害児通所支援の利用を申請するための書類です。	市区町村窓口 / HP ダウンロード
②マイナンバーが確認できる書類	保護者・お子さま両方の個人番号カード(または通知カード+本人確認書類)が必要です。	ご家庭で準備
③医師の診断書・意見書	発達に支援が必要であることがわかる書類です。療育手帳・障害者手帳をお持ちの場合は代用できることもあります。	当院(小児科)で作成いたします
④障害児支援利用計画案	どのような支援をどのくらい利用したいかをまとめた計画書です。相談支援事業所に作成を依頼するか、保護者自身で作成する「セルフプラン」も可能です。	相談支援事業所 またはご家庭で作成
⑤世帯状況に関する書類	世帯状況申告書、課税(非課税)証明書など、利用者負担の上限額を決めるために必要です。	市区町村窓口
⑥その他(該当する場合)	療育手帳・障害者手帳、特別児童扶養手当の証明書、発達検査結果、在籍校の在籍証明書など。	お持ちのものをご用意

診断書・意見書について

③の医師の診断書についてですが、当院では未診断で病名が確定していないケースには対応しておりません。意見書の作成は可能ですので、ご希望の場合は、受診時に窓口または医師にお申し出ください。作成までに数日お時間をいただく場合があります。

4 当院でお手伝いできること

1. お子さまの発達に関するご相談・診察
2. 受給者証申請に必要な意見書の作成
3. 療育の必要性についての医学的なご説明

申請手続きそのものや、事業所の選定・契約については、市区町村の窓口や相談支援事業所が専門の担当となります

5 お問い合わせ・ご相談窓口

受給者証の申請窓口は、お住まいの市区町村の障害福祉担当課（児童発達支援担当課など、名称は自治体により異なります）です。窓口の名称・場所・受付時間は、各市区町村のホームページまたはお電話でご確認ください。

窓口	内容
市区町村の障害福祉担当課	受給者証の申請、必要書類の確認、支給決定に関するご相談
相談支援事業所	障害児支援利用計画案の作成、利用できる事業所のご紹介
当院（小児科）	発達のご相談、意見書の作成

青い鳥こどもクリニック